

川越ハイキングクラブ・ビスターリ会則

第1条 総則

- (1) この会を川越ハイキングクラブ・ビスターリと称します。
- (2) この会は日本勤労者山岳連盟に加盟し、埼玉県勤労者山岳連盟に所属します。

第2条 目的

- (1) 私達は美しい野山を歩き森林の空気に触れる中で、健康な身体と豊かな心をつちかい、友情と親睦を深めるためにハイキング活動を行います。

第3条 会員

- (1) ハイキングを愛し、この会の目的に賛同する人は誰でも会員になれます。
- (2) 会員になるには、入会金500円と入会申込書を添えて申し込みます。
- (3) 会費は1ヶ月700円とし、前期6ヶ月、後期6ヶ月を単位として納入します。但し、期途中入会の場合は期残月数分となります。

第4条 活動

- (1) 毎月計画的に定例のハイキングを行います。
- (2) 会員の交流と親睦を深めるため、例会を可能な限り定期的に行います。例会では、ハイキングに必要な技術や知識について、幅広く学んでいきます。
- (3) 会員は、勤労者山岳連盟の新特別基金に1口以上(年間1口1000円)加入し、安全登山に努めます。

第5条 総会

- (1) 総会は年1回、2月に行います。
- (2) 総会は会員の3分の2以上の出席によって成立し、委任状を出席者に加えることが出来ます。
- (3) 総会の決議は出席者の過半数の同意を必要とします。

第6条 役員

- (1) この会に次の役員をおきます。

会 長	1名
副 会 長	<u>2名以内</u>
事務局長	1名
会 計	1名
会計監査	2名
運営委員	若干名

- (2) 会長はこの会を代表し会活動を総括します。副会長は会長を補佐し、会長に何か生じた時はその任務を代行します。事務局長は会の日常活動を総括し

ます。会計は会の財務を管理します。運営委員は定例ハイキングの計画、実行、会活動の記録、広報などを分掌します。会計監査は会の財政が正しく行われているかどうかを監査し、その結果を総会に報告します。

(3) 役員の任期は1年とし再任は妨げません。

(4) 運営委員会は、運営委員、会長、副会長、事務局長、会計で構成します。

第7条 財政

(1) この会の財政は、会費その他の収入で行います。

(2) 会計年度は3月1日より翌年2月末日とします。

(3) 会計報告は総会で行います。

(4) 期途中で退会する場合は、会費は還付されません。

第8条 会則の改定

(1) この会則の改定は総会で行います。

付則

(1) チャータバス利用時のキャンセル料について、会員は当日の前五日から2000円戴くこととします。但し、会員外の参加者については戴きません。

(この理由は、会員外の方に積極的に参加をうながすため)

(2006年2月26日改正)

(2) 「自家用車利用の山行規定」(事項に添付)を付則として制定する。

(この理由はチャータバス代の値上がりやルート制限等でやむを得ず

会員自家用車を利用し山行を行う場合の安全管理向上をうながすため)

(2016年2月21日制定)

会則改正

第3条 会員 ②項 家族会員 (2007年2月25日改正)

第6条 役員 ①項 副会長1名を2名に改正する。(2008年2月24日改正)

第3条 会員 (3)会費納入

第4条 活動 (3)特別基金

第6条 役員 (1)副会長 (4)運営委員会

第7条 財政 (4) (5) (2012年2月19日改正)

第7条 財政 (2)項 会創立時に戻す。(2014年2月16日改正)

☆第1条 総則

(1) 会の名称を「山遊会ビスターリ」から「川越ハイキングクラブ・ビスターリ」に改称する。

(この理由は

- ・主たる活動拠点の“川越”の地名を入れ、またハイキングを主目的とする会であることを広く知らしめ易くするため。これまでの名称は凝った名称ながら、何の会なのか分りづらかった。
- ・埼玉県主要都市としての川越の地名を冠することにより市報への募集案内掲載等を通じて、より広く地域貢献に資する活動を行うため。
- ・上記を通して会としての社会的責任を自覚し活動レベル向上をはかる。)

(2016年2月21日改正)

☆第3条 会員 (3) 会費 1ヶ月500円から700円に変更する。

(この理由は会員数の減少や会報印刷費、会議室使用料等の経費増で会の財政バランスを図るため。)

(2016年2月21日改正)

☆第7条 財政 (4) 項：ビスターリニュース送料徴収の廃止。

会報：ビスターリニュースは例会にて手渡しとする。止むを得ず例会欠席のときはどなたかに代理受領を依頼することを原則とします。

(この理由は会費節減及び会員の例会出席を積極的にうながすため)

(2016年2月21日改正)

☆付則 (2) 「自家用車利用の山行規定」を付則として制定

(2016年2月21日改正)

制定 2016/02/21

第一条 目的

この規定は山行費用・道路事情等で止むを得ず、自家用車を使用し山行を行う場合において、交通事故を未然に防ぎ、車両の的確で公平な運用と万一、交通事故発生時の円滑な処理を行うため、必要な事項を定めることとする。

第二条 対象

会山行での自家用車使用時はこの規定を適用する。個人山行で自家用車使用時もこの規定を準用すること。但し、個人山行ルート等で特段の個別事情があるなど本規定遵守により不公平が生ずる恐れがあるときは参加者の申し合せにより使用料を決めることも可とする。

尚、会山行での自家用車使用の判断は運営委員会（または委員持回り）に諮り決めるものとする。

第三条 使用車両

使用する車両は次の条件を満たすこと。

- (1) 法定点検及び整備をされている車両であること。
- (2) 路面状況及び気象状況等のトラブルに対処する付属装備を備えること。
(例：タイヤチェーン、けん引ロープ、ブースタケーブル、発煙筒等)
- (3) 使用車両は参加者、または参加者の家族所有かのいずれかであること。
- (4) 使用車両は任意加入自動車保険または共済の加入済み車両であること。

但し、事項①、②の要件を満たすものとする。

① 第四条(2)項の交代可能運転手が運転することもあり得るので、運転者限定条件はこれに対応可能の設定であること。但し、運転交代者名義で例えば“セブンイレブン 1日保険”に加入し対応することも可とする。この時、保険金(500円/日)は車両使用料(2000円/日)から所有者が負担するものとする。

② 搭乗者傷害補償は1千万円(1人につき)以上の設定であること。

- (5) 車両提供者は上記保険または共済の加入条件に関する情報回示を行うこと。

第四条 運転手と同乗者

運転手、同乗者は次の各項を遵守すること。

- (1) 運転手は交通法規を守り安全運転に努めること。

- (2) 交代可能運転手を1名以上確保すること。
- (3) 安全運転が確保できない場合は直ちに運転を中止し、休息または運転手の交代等、必要な処置を行うこと。また同乗者はこれを妨げてはならない。
- (4) 同乗者はシートベルトを着用すること。

第五条 費用精算

車両使用にかかる諸費用は次により精算するものとする。

- (1) 車両使用料として車両提供者に対し1台当り1日につき2000円を参加者（車両提供者を除く）が支払うこと。複数台使用の時は総参加者（車両提供者）で均等割りにて支払うものとする。

個人車両とレンタカーを併用するときは参加者全員（車両提供者を除く）で車両使用料を均等割りにして支払うこと。

- (2) 運転者手当として1台片道当り1000円の手当を参加者全員（運転手除く）の均等割りにて支払うこと。車両複数台使用の時は総参加者（除く運転手）で均等割りにて支払うこと。
- (3) 有料道料金、駐車場料金及び燃料費等の運行経費合計を参加者全員で使用台数によらず均等割りにて支払うこと。
- (4) 燃料費は車両使用前後の燃料費実費（いわゆる満タン返し）で精算することを原則とするが、車両装備の走行距離計、燃費計の指示値及び燃料単価実勢価をもって燃料費算出することも可とする。

第六条 事故、故障等発生時の対応

事故や故障等の発生時の対応に関わる費用処理の取扱いは次の各項による。

- (1) 事故・故障に関する費用は任意加入自動車保険で処理すること。
- (2) 同乗者は運転手に対し上記(1)項を超える損害賠償の請求及び権利は一切行わずにその権利を放棄すること。
- (3) この規定で処理できない場合は事故後のわだかまり等が発生しないように良識を持って十分話し合い処理すること。

第七条 規定の改廃

この規定の改廃は総会にて会員の賛成多数を必要とする。